

和歌山市人權施策推進指針

**2018年(平成30年)2月
和歌山市**

はじめに

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っている「人間が人間らしく幸せに生きていくための権利」で、誰からも侵されない大切なものです。すべての人の人権が尊重され、誰もが生き活きと輝いている社会を築いていかなければなりません。



しかしながら、私たちが生活するさまざまな場面のなかには、依然として同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等をめぐる人権問題が存在しています。また、近年ではインターネット等を悪用した人権侵害や、災害時における人権への配慮など、人権に関する課題は複雑・多様化しています。このような中、2016年（平成28年）に「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」など、差別の解消を目的とした法律が施行されました。

本市では、人権課題の取り組むべき方向を示すため、「和歌山市人権施策推進指針」を2000年（平成12年）11月に策定し、また、2008年（平成20年）11月には一部改定を行いながら、この推進指針を基に作成された「和歌山市人権施策推進行動計画」に沿って、学校、家庭、職場、地域社会においてさまざまな人権施策を推進してまいりました。

今回、平成29年3月に策定した「第5次和歌山市長期総合計画」のまちづくりの目標に掲げている「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」と、この推進指針が一部改定されてから9年が経過した間における多種多様な人権課題と新たに施行された法律に対応すべく、「和歌山市人権施策推進指針」が現状に沿ったものとなるよう改定を行いました。この改定により、部落差別をはじめあらゆる人権問題の解消に向けて、さらなる教育・啓発の充実及び相談・支援体制の充実等をはかることで市民一人ひとりに人権意識が根つき、人権が尊重される社会の実現に向け取り組んでまいりますので、今後とも皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この指針改定に当たり、部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係者の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、本指針の実現に向けて皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2018年（平成30年）2月

和歌山市長 尾花正啓

目 次

	頁
第1章 人権施策の概要	
1 指針改定の趣旨	1
2 人権問題を取りまく動向	1
(1) 国際的動向	1
(2) 国内の動向	2
(3) 和歌山県での取組	3
(4) 和歌山市での取組	4
第2章 基本的な考え方	
1 基本理念	6
2 基本目標	6
3 指針の位置づけ	6
4 目標年次	7
第3章 基本的施策の推進	
1 人権教育・啓発の充実	8
2 人権相談・支援の充実	12
3 人権尊重のまちづくり	12
第4章 現状の課題と基本方針	
1 普遍的課題への取組	14
(1) 環境と人権	14
(2) 公権力と人権	14
(3) 市民相互の人権	15
2 個別課題への取組	15
(1) 同和問題（部落差別）	15
(2) 女性の人権	21
(3) 子どもの人権	24
(4) 高齢者の人権	27
(5) 障害のある人の人権	30
(6) 外国人の人権	33
(7) ハンセン病患者の人権	34
(8) 感染症（H I V等）・難病患者等の人権	36

(9) 犯罪被害者及びその家族の人権	37
(10) 刑事手続きに関わりをもった人の人権	39
(11) インターネット上での人権侵害	40
(12) 災害被害者の人権	42
(13) 性的マイノリティの人権	43
(14) 働く人の人権	44
(15) 拉致問題	46
(16) さまざまな人権問題	46

第5章 推進体制

1 庁内の推進体制	49
2 国・県との連携	49
3 民間団体等との連携	49

資料編

日本国憲法（抄）	52
世界人権宣言	55
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	59
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	61
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律	67
部落差別の解消の推進に関する法律	69
和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例	70
和歌山市障害者差別解消推進条例	72
和歌山市手話言語条例	77
人権関係年表	79

第 1 章 人権施策の概要

1 指針改定の趣旨

本市では、個人の尊厳が保たれ、多様な価値観を認め合う人権尊重と共生の社会の実現に向け、1994年（平成6年）12月に「和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を施行、2000年（平成12年）11月には「和歌山市人権施策推進指針」（以下「指針」という。）を策定し、その後、2008年（平成20年）11月の一部改定を経ながら、今日まで、本指針を道標に多くの人権課題に積極的に取り組んできました。

しかし、同和問題（部落差別）をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人等に対する差別や偏見が依然として存在するとともに、近年においては、社会情勢の急速な変化に伴い、ドメスティック・バイオレンス（DV）、パワーハラスメントなど、人権をめぐる問題はより多様化、複雑化しています。さらには、スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネット上の人権侵害や、東日本大震災の際に顕在化した災害時における人権への配慮、性的マイノリティの人々に対する人権問題など、新たな人権課題も生起し、その対応が求められています。

また、2008年（平成20年）11月の指針改定後、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律「（ヘイトスピーチ解消法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が制定されるなど、本市としても、新たな人権に関する法令等への対応や整合性を図る必要が生じています。こうした状況から、これまでの人権施策の取組の成果や課題をふまえ、今回、指針の改定を行いました。今後、この指針に基づき人権行政を市政の重要な柱と位置づけて、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をめざして取り組んでいきます。

2 人権問題を取りまく動向

（1）国際的動向

20世紀では、二度にわたる世界大戦により多くの尊い生命が奪われました。この戦争の反省にたって、世界の平和と人類の自由・平等を実現するためには、すべての人の人権を尊重することが何よりも重要であるという認識から、1948年（昭和23年）に国際連合（以下「国連」という。）総会で「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、人権

を国際的な視野において捉え、すべての人の人権を保障していこうとするもので、以後、この宣言に基づいて数多くの人権に関する条約、規約が生まれてきました。

しかし、国連や国際社会の努力にもかかわらず世界各地で紛争や対立が依然として続き、人権の抑圧や難民の発生など憂慮すべき事態が多発しています。その背景には人種や民族間の宗教、文化、歴史に対する無理解による偏見や差別の存在が大きな原因の一つであるといわれています。

こうした状況から、国連では、これらの状況に対する反省と国際社会に広がる人権に取り組む機運の高まりとあいまって、1994年（平成6年）の国連総会において「人権教育のための国連10年」が議決され、世界各地においても行動が進められてきました。最終年の2004年（平成16年）には、国連総会において、引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画」を開始する決議が採択されました。

また、2006年（平成18年）には「障害者の権利に関する条約」を、2011年（平成23年）には、人権教育と研修に対するあらゆる取り組みを強化すべきという強力なメッセージである「世界人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

（2）国内の動向

わが国においては、1946年（昭和21年）に、恒久の平和・基本的人権及び法の下での平等を基本原理とした「日本国憲法」が制定され、1956年（昭和31年）に国連に加入し、国際人権規約をはじめとするあらゆる条約や規定を批准するとともに、わが国固有の人権問題である同和問題（部落差別）に対する特別措置法など、各種の人権問題に関する国内法も制定され、人権尊重の理念を浸透させるべく取組を推進してきました。

さらに、1996年（平成8年）には、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにし、人権擁護施策推進審議会の設置を目的とした「人権擁護施策推進法」が制定され、翌年には「人権教育のための国連10年」の決議を受けた「国内行動計画」が策定されました。

これら国内行動計画や人権擁護施策推進審議会の答申等を踏まえ、人権教育・啓発に関する諸政策が推進されてきましたが、より一層の推進

を図るため、2000年（平成12年）に、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、基本計画の策定を内容とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

これを受けて、2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され2011年（平成23年）に改定されました。

最近では、いじめや女性への暴力、子どもへの虐待、インターネット上での誹謗・中傷をはじめ、性的マイノリティや災害被害者に対する偏見等に社会的関心が集まっています。

こうした中、それぞれの人権問題に対応していくために、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」をはじめとする様々な法律が制定・施行されています。このような現状の中、各自治体では、人権教育・啓発指針等が作成され、地域や社会生活の存立基盤である人権文化を育む取組が進められています。

（3）和歌山県での取組

和歌山県では、人権尊重の社会づくりに向けて、同和問題（部落差別）の解決を県政の重要課題と位置づけ、1948年（昭和23年）に、国に先がけて市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度を創設しました。1952年（昭和27年）に、同和問題（部落差別）解決に向けた調査研究及び県諮問機関として「和歌山県同和問題研究委員会」を設置し、1956年（昭和31年）には、同研究委員会を同和問題（部落差別）解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」に発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開しました。

その後、国の「国内行動計画」の趣旨に沿った「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」を策定し、同和問題（部落差別）解決に向けての教育・啓発取組について、従来の範囲を広げながら、新しい取組を行ってきました。

また、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題についても、個別分野ごとに計画を策定するなど、関係部局を中心に国や市町村、関係団体と連携しながら、それぞれの課題解決のため各種施策に取り組んできました。

2002年（平成14年）に、人権行政のよりどころとなる和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき設置した「和歌山県人権施策推進審議会」の意見を聴きながら、より実効性のある施策の推進を図るとともに、あらゆる人権に関する教育啓発の拠点として「公

益財団法人和歌山県人権啓発センター」を設置し、県民の人権意識の向上を図るための事業を総合的に行っています。

そして、2004年（平成16年）に、『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」を受け継ぐものとして「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、2010年（平成22年）と2015年（平成27年）の2回の改定を行いながら、人権施策を総合的かつ効果的に推進しています。

（４）和歌山市での取組

本市においても、同和問題（部落差別）の早期解決を目指し、「同和対策事業特別措置法」をはじめ、それ以後の関係法に基づいた、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備事業により、住宅、道路、下水排水路等の劣悪な状況は大きく改善され一定の成果をあげることができました。

また、同和問題（部落差別）に対する理解と認識を深める取り組みとして、教育及び啓発を行うことで人権意識の高揚を図ってきました。

さらには、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人などのあらゆる人権問題の解決を図るため、県内他市町村に先がけて1994年（平成6年）に「和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を施行するとともに、それにかかわる審議会を設置し、審議会の意見を尊重しつつ、多くの課題に取り組んできました。

また、2000年（平成12年）に、人権施策の基本理念・方向性を示した指針を策定し、2008年（平成20年）に一部改定を行いました。この指針を基軸に、本市のあらゆる施策に人権尊重の理念を浸透させるため、2003年（平成15年）に「和歌山市人権施策推進行動計画」を策定し、その後、計画の更新・改定を行い、施策の具体的な推進を図っているところです。

2008年（平成20年）には、職員一人ひとりの人権意識を高めるとともに人権施策の推進を図り、職場内を始め社会におけるあらゆる人権問題の解決を目指すことを目的とした「和歌山市人権同和施策推進員設置要綱」を定め、各課に和歌山市人権同和施策推進員を設置し、あらゆる行政分野で人権尊重の視点に立った職務の遂行に努めています。

しかし、今なお社会においては偏見や差別意識が残存し、近年では匿名性、情報発信の容易さを悪用したインターネット上での人権侵害など新たな人権課題が発生しています。

このため、今回の指針の改定を機に人権教育・啓発により積極的に取り組んでいくとともに、新たな人権侵害の解決に向けても真摯に対応し、取り組みの充実を図っていきます。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要となります。

本市では「市民一人ひとりに人権意識が根つき、人権が尊重される社会の実現」を基本理念に掲げ、すべての市民の人権が守られ、現在及び将来にわたり、安心して住み続けられる和歌山市を目指して、人権に関する教育・啓発、差別解消のための取り組みをはじめ、様々な分野における人権施策を国及び県と連携し、市民や企業、団体との協働により総合的に推進します。

2 基本目標

本市では、指針の基本理念を実現するため、次の4つを基本目標に掲げ、総合的に施策を展開します。

- (1) 一人ひとりの尊厳が認められ、すべての人が自分らしい生き方のできるお互いの自己実現を尊重する社会の実現。
- (2) すべての人が、多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方の違いを認め合い、ともに支え合う心豊かな社会の実現。
- (3) 市民のだれもが、社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現。
- (4) 自治体、市民、企業等がともに取り組む人権尊重の社会の実現。

3 指針の位置づけ

本市では、第5次和歌山市長期総合計画の中で「人権が尊重される社会づくり」の方針が示されています。本指針では、人権に関わる施策を総合的かつ効果的に推進するため、本市の基本姿勢を明らかにし、人権施策の基本的な方向性を示します。

今後、市が策定している各種計画に基づき施策を行う場合や、新たな行政計画の策定、既存の施策の見直しを行う際には、この指針の趣旨を尊重していきます。

4 目標年次

本指針の推進にあたっては、目標年次を第5次和歌山市長期総合計画の最終年度である2027年（平成39年）までを見通したものとします。

なお、社会情勢の変化に応じて内容の確認を行い、必要に応じて見直しを図ります。

第3章 基本的施策の推進

1 人権教育・啓発の充実

人権文化にあふれた地域社会を築いていくためには、地域を構成する市民一人ひとりが人権意識や人権感覚を身に付けることが必要です。そのため、人権尊重の精神を養うことや人権尊重の理念の普及、理解促進することを目的とする人権教育・啓発活動の果たす役割は極めて大きいと言えます。

人権教育・啓発の実施にあたっては、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要があります。

このような認識のもと、人権尊重社会の早期実現に向けて、市民の理解と共感を得られるような内容・方法等により、関係行政機関や企業、民間団体等と連携しながら、人権教育・啓発の総合的な推進に努めます。

(1) 人権教育の充実

すべての人々の人権が尊重される社会の実現のためには、教育の果たす役割は重要です。あらゆる人権問題について、生涯における継続した学習のため、子どもから大人まで長期的視野に立った学習の充実を図ります。

① 学校教育

学校教育においては、幼児・児童・生徒が社会生活を営むうえで必要な知識・技能・態度などを確実に身につけることを通じて人権尊重の精神を養います。また、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実を図ります。

幼稚園・保育所(園)・認定こども園においては、幼児期における教育や学習は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとして、おろそかにできない大切なものです。他の幼児とのかかわりの中で、相手を尊重し、思いやりの心をもって行動できるよう、遊びを通して子どもたちに人権尊重の精神の芽生えを育む取組を推進します。

小学校・中学校及び高等学校及び特別支援学校においては、児童・生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める教育を推進します。中でも、いじめ問題が憂慮すべき状況

であることを踏まえ、規範意識を培い、いじめを絶対許さないという強い意志のもと、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保していきます。

また、学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、知的理解にとどまらず、人権感覚が十分身についた人材づくりに取り組んでいきます。

② 家庭教育

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や善悪の判断、思いやりの心や生命を大切にすする心など、人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を果たしており、すべての教育の出発点です。特に、保護者自身が偏見を持たず差別をしないことなどを、日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要です。

保護者・子どもがともに人権感覚を身につけられるように、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親をはじめとする男性の家庭教育への参画を促進し、子育てに関する不安や悩みを抱える保護者等への相談・支援体制の整備を図っていきます。

③ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

広く人々の人権問題について、理解の促進を図るため、公民館などの活動を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていきます。

また、学校教育と連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や、高齢者・障害のある人等との交流の機会の充実を図っていきます。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていきます。

(2) 人権啓発の推進

人権啓発とは、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、それらの認識が日常生活の中で態度面や行動面等において確実に根づくようにすることを目的としており、その内容はもとより、実施の方法においても市民から幅広く理解と共感が得られることが重要です。

市民の理解と共感を得るという観点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が必要であり、生命の尊さ・大切さや自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であることなどを真に実感できるような啓発が求められています。

啓発の方法としては、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが重要であり、市民一人ひとりが人権感覚や感性を体得するという観点から、具体的な事例を活用した啓発や参加型・体験型の啓発が必要となります。

① 市民への啓発

人権啓発にあたっては、市民が人権尊重の理念について、身近に感じ、その理解や共感を深めることができるよう、地域に密着したきめ細かい多様な啓発を行うことが必要です。

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など多様な啓発活動を行っていきます。

② 企業への啓発

企業は、企業活動や従業員を通じて、経済や文化等、地域社会に深く関わりを持ち、活動範囲も広範囲に及ぶため影響力も大きく、その社会的責任が求められています。

企業が持続的に発展していくためには、人権に配慮した職場環境や地域社会への貢献、環境への配慮が極めて重要となります。

本市では、和歌山市人権啓発企業連絡会等と連携しながら、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、採用時における差別といった企業や職場におけるあらゆる人権問題の解消が図られるよう、研修会の開催や各種教材、資料の提供などの支援を行います。

(3) 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、まず、人権に関わりの深い特定の職業に従事する地方公務員等の人権教育や啓発の一層の充実を図る必要があります。

① 市職員

市職員は、その業務のあらゆる分野で、市民生活と深く関わっているため、人権について正しく理解、認識し、常に高い人権意識を持って職務を遂行していかなければなりません。

本市においても、職員一人ひとりが自らの人権意識の高揚と人権に配慮した職務の遂行に努めてきました。

今後も、職員がより豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の理念が行政施策の隅々に反映するよう、職員研修のさらなる充実に努めます。

② 教職員

学校や幼稚園等において、教職員の活動は幼児・児童・生徒の人格形成に大きな影響を及ぼし、また、豊かな人権感覚を養う上でも、その果たす役割は非常に重要です。

人権尊重の理念に立った教育指導が実践されるよう、様々な研修を通して、教職員の人権意識の高揚と資質の向上を図ります。

③ 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを任務としており、その活動が市民生活と密接に関わっていることから、人命の尊重に加え、被災者や患者等の人権の尊重、プライバシーの保護に十分な配慮をすることが必要です。

消防職員が人権に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、人権に関する研修の充実に努めます。

④ その他人権に関わる職業従事者

社会教育関係者や福祉関係者、医療関係者、マスメディア関係者等の人権に関わりの深い職業に従事する人は、自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

このような認識のもと、職場研修などの各種研修によって、人権教育、啓発のより一層の充実・強化を図ります。また、研修指導者の養成や研修に必要な情報を提供します。

2 人権相談・支援の充実

近年の社会情勢の変化に伴い、人権問題も複雑化、多様化する中、その相談や支援においても迅速かつ的確な対応が必要となっています。

2016年に施行された「障害者差別解消法」や「部落差別解消推進法」では、国や地方公共団体に対して相談体制の充実に努めるよう規定されるなど、人権に関するより一層の相談・支援の充実が求められています。

(1) 相談・支援体制の充実とその周知

人権に関わる相談はあらゆる分野に関わっているため、それぞれの関係する機関・団体等との連携、協力を図り、迅速な対応ができるよう、総合的な相談・支援体制の充実に努めます。

また、相談者が安心して相談できるようにプライバシーや人権に十分に配慮するとともに、多様な人権問題に適切に対応できるよう職員及び相談員の資質の向上を図り、市民が速やかに相談し、適切な支援を受けられるよう、制度及び各種相談や支援機関の情報について積極的に周知を図ります。

(2) 連携・協力体制の強化

複雑化・多様化する人権問題を解決し、被害者を早期に救済するため、市行政内部はもとより法務局・警察・弁護士会・行政関係機関・人権当事者・関係団体・地域・NPO等との緊密な連携・協力を図ります。

3 人権尊重のまちづくり

市民一人ひとりの人権と自由が保障され、すべての市民にとって住み良いまちを実現するため、市民等の主体的な取組の促進と人権尊重の視点に立った行政の推進に努めます。

(1) 市民等の主体的な取組の促進

人権尊重のまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりがその責任ある担い手として認識し、主体的に社会のあらゆる分野において取り

組むことが必要です。

このため、市民・NPO・企業等の自発的・自主的な人権啓発活動等を支援するとともに、地域社会における相互理解と交流の促進などに取り組みます。

(2) 人権行政の推進

人権尊重の理念を実現することは行政の責務であり、行政の担い手である市職員が自らの人権意識を高め、人権感覚をみがき、常に人権尊重の視点を重視しながら行政を推進していくことが求められます。

このため、人権施策の計画、実施等を協議する「和歌山市人権・同和対策協議会」や各課に配置した「和歌山市人権同和施策推進員」を中心に、市行政におけるあらゆる分野で、人権施策を総合的・計画的に推進します。

具体的には、人権の保障を基本においた施策や制度などの創設・運用に努めるとともに、既存の施策や制度などの点検・見直しを行います。また、各種申請等に対する公平な取扱い、適正な情報公開の実施や個人情報保護など、人権を重んじた取組を推進します。

第4章 現状の課題と基本方針

1 普遍的課題への取組

私たちの身のまわりには、様々な人権課題が存在していますが、中には環境問題など、多くの人権課題が複合的に関わる課題もあり、そのことを十分認識したうえで取り組んでいく必要があります。

(1) 環境と人権

産業の発展に伴い、私たちの生活は豊かで便利になる一方で、地球温暖化など、地球規模の環境問題が深刻化していることから、生活環境や自然環境の保全が強く求められています。かけがえのない地球の環境とお互いの生命や健康を守ることは、すなわち私たち自身の人権を守ることにつながります。環境問題は重要な人権問題であるという認識を持ち、市民一人ひとりの価値観や生活スタイルを見直す必要があります。

和歌山市の財産である豊かな自然にふれ、自然から学ぶことで、環境保全の重要性を認識し、市民・事業者・行政それぞれが日々の生活や事業活動を行うことによって、将来にわたって良好な自然を感じながら生活できるまちをめざします。

(2) 公権力と人権

封建時代の身分制度に起因する部落差別や不当な隔離政策に見られるハンセン病にかかわる差別のように、もとをただせば、法律や制度など公権力が作り出したと言える人権問題があります。

このほか、捜査手続や拘禁・収容施設内における処遇、さらには冤罪や国等がかかわる公害や薬害等の問題など、過去において見過ごされてきたことが、近年の人権意識の高揚や人権尊重の流れの中で、改めて人権侵害として取り上げられるようになってきたものもあります。

本市においても、行政上の公権力の行使によって市民の人権が侵害されることのないよう、施策や制度を常に人権尊重の視点で点検し、見直しや改善を図りながら、人権重視の行政を推進していきます。

(3) 市民相互の人権

すべての市民は、互いに対等な立場のもと、その人権を尊重し合うことが大切です。

しかし、いまだ差別意識や偏見が残っており、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題が存在しています。

近年の少子高齢化や核家族化などの急速な社会変化により、人間関係や地域のつながりの希薄化が進み、家族や地域における相互扶助の意識が薄れるなか、自死（自殺）や孤独死などの問題も深刻化しています。

すべての人の人権が尊重され、平和で心豊かな生活を実現するためには、まず、身近な市民同士が相互理解に努め、より良い人間関係を築いていくことが重要です。

本市では、人権尊重社会の基盤となる市民の豊かな人間関係を構築していくため、地域におけるボランティア活動等、市民の自主的・主体的な取組を促すとともに、様々な人々がふれあい、交流する場と機会を充実するなど、市民相互の理解を深める施策を推進していきます。

2 個別課題への取組

(1) 同和問題（部落差別）

【現状と課題】

同和問題（部落差別）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権に関わる重大な社会問題です。

本市では、「同和对策事業特別措置法」をはじめとする関係法に基づいて、各種対策事業に取り組み、地区住民の生活の安定・向上、教育文化の向上など着実に成果を上げてきましたが、今日においても、就職や結婚等における差別や教育の問題など、解決すべき課題が残っています。

また、個人を誹謗・中傷する差別発言や、不動産取引等に関わった同和地区の所在を調査、行政機関への問い合わせ、匿名性と情報発信の容易さを悪用したインターネット上での差別書き込み等の差別事件が発生しており、人々の意識には潜在的に差別や偏見が依然として根強く存在しています。

このような中、2016年（平成28年）12月に、現在も部落差別が存在すると明記し、部落差別解消に向けた国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

今後、同和問題（部落差別）の完全解決に向け、これまでの取組の成果を踏まえつつ、地域の状況や必要に応じた取組を推進していくことが必要です。

【施策の基本方向】

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効により国策としての特別対策は終了し、一般対策の中で同和問題（部落差別）の解決に向けた取組を積極的に推進してきましたが、依然として同和問題（部落差別）に関わる偏見や差別意識が根強く存在しています。

本市では、「部落差別解消推進法」の理念である「部落差別は許されないものである」との認識のもと、同和問題（部落差別）の解消を推進し、差別のない人権社会を実現するために、国や県と連携しながら、引き続き相談体制の充実や教育及び啓発等に取り組んでいきます。

① 問題解決に向けた教育・啓発の推進

差別意識解消に向け、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）を自らの問題として正しい認識を深めるとともに、差別を許さない人権尊重の精神を育んでいけるよう教育、啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実

国との適切な役割分担を踏まえ、関係機関と連携を図り、相談に応じるための相談機能・体制の充実に努めます。

③ 雇用の安定向上

地域住民の雇用の安定を促進していけるよう、関係機関との連携のもと雇用促進・雇用安定に向けた支援を行うとともに、就職の機会均等など差別のない職場環境づくりの啓発を推進します。

④ 生活環境の向上

住宅、道路などの生活環境における格差はほぼ改善されていますが、地域の状況を踏まえながら今後も必要に応じて適切な対応を図ります。

⑤ 本市の施設の活用の促進

地域社会全体の中で、社会福祉・保健衛生の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティの場として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行います。

文化会館や福祉館、児童館、公民館などの機能の充実を図り、啓発活動や相談活動、教養文化活動など各種活動の充実を図ります。

【同和問題（部落差別）の経緯】

○ 1871年（明治4年）「解放令」を布告

明治新政府は、身分と職業についての拘束を廃止、封建時代以来の賤民身分が法的に否定されましたが、生活保障や生活改善事業等の行政的な措置はなされず、差別をなくすための積極的な政策はとられませんでした。

さらには、皮革産業の独占権の廃止や地租その他の負担を免除されてきた慣習が改められ、仕事がなくなったり、地租の徴収により生活は悪化していきました。

また、新しく平民となった人々と同等に扱われることに反対した人々による「解放令反対一揆」が続発しました。

名ばかりの「四民平等」により、差別のありようは封建身分による差別から、居住する集落や出身者に対する差別へと形を変えて残ることとなり、差別の実態は部落差別による劣悪な環境が改善されなかったことや差別事件が続発する状況でした。

○ 1922年（大正11年）「水平社宣言」

京都市の岡崎公会堂に被差別部落の人々が集まり、全国水平社の創立大会が開催された際に、西光万吉を起草者として、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」の言葉で結ばれた宣言文が発せられました。この水平社宣言は、日本で最初の人権宣言と言われています。

- 1936年（昭和11年）度「融和事業完成十箇年計画」

昭和恐慌に対する時局匡救事業が終了したため、この事業に対する継続を求める声に応え、全国融和事業協議会で決定されました。しかし、その後、戦時体制が進む中、融和事業そのものが消滅しました。
- 1951年（昭和26年）「オール・ロマンス事件」

京都市衛生課の臨時職員により、「オール・ロマンス」誌10月号に実在する京都市内の被差別部落を舞台とした「特殊部落」と題する恋愛小説が発表され、文章の至るところに差別用語を用い、部落の悲惨な実態を興味本位に差別的に取り扱っていたため、差別小説として抗議する動きが大きくなりました。
- 1952年（昭和27年）「和歌山県N県議事件」

和歌山県議会議員Nが同和委員でありながら、部落出身の同僚議員に対し差別発言を行い、その後も反省を行わず一度は辞職したものの再選されたため、差別行政反対運動へと全県的に展開していきました。

「オール・ロマンス事件」と「和歌山県N県議事件」を契機として、同和問題（部落差別）を個人の責任と捉える考え方から行政責任を問う方向に移っていきました。
- 1965年（昭和40年）同和対策審議会答申

同和問題（部落差別）の本質を「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお、いちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」ことを明らかにしています。

さらに、答申は、同和問題（部落差別）の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識を示した上で、同和対策は生活環境の改善や社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化

の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならぬとしています。

○ 1969年（昭和44年）「同和対策事業特別措置法」

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（対象地域）の環境改善と差別解消を目的として同和対策事業が国策として行われました。当初10年間の時限立法として制定され、3年間延長されました。

○ 1982年（昭和57年）「地域改善対策特別措置法」

「同和対策事業特別措置法（同対法）」により、物的な基礎整備が急速に進展するなど大きな成果をあげましたが、周辺地域との均衡や一体性を欠くという状況がみられるなど新たな問題が発生しました。このため、同対法に基づく事業の中で必要なものを継承しつつ、それまでの施策の反省を踏まえ、周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努める旨の規定が設けられた「地域改善対策特別措置法（地対法）」が、5年間の時限立法として施行されました。

○ 1987年（昭和62年）「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）

地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための最終の特別法として、5年間施行され、総合的に事業が実施されてきました。事業の進捗状況から5年間延長されました。

○ 1996年（平成8年）「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成9年3月31日限りでその効力を失うため、同和問題（部落差別）の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について、地域改善対策協議会から意見具申が出されました。

○ 1997年（平成9年）「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」

前年の意見具申を受け、政府としては、意見具申を尊重し、特別対策は1997年（平成9年）3月31日をもって終了することを基本としつつ、15の事業に限定して5年間に限り経過的に法的措置を講ずるよう、1996年（平成8年）7月26日に閣議決定（同和問題の早期解決に向けた今後の方策について）しました。

一般対策への円滑な移行のための経過措置を講ずることとして、地対財特法の一部が改正され、制定されました。

- 1999年（平成11年）「人権擁護施策推進法（1996年（平成8年）制定）」

国に設置された人権擁護推進審議会において、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する基本事項について」という答申が出され、同和問題（部落差別）をはじめわが国の様々な人権問題の存在を明らかにするとともに、啓発実施主体の役割と連携、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸施策について提言が行われました。

- 2000年（平成12年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まりと不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、基本計画の策定と政府による国会への年次報告や人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対する国の財政上の措置などを定めた法律が施行されました。

- 2002年（平成14年）国の特別対策が終結

特別対策は、期限をもって一般対策へ移行することになりました。移行後は施策のニーズに必要な各般の一般施策によつて的確に対応していくことであり国及び地方公共団体は協力して、同和問題（部落差別）の早期解決に向け積極的に取り組んでいくことになりました。

○ 2016年（平成28年）「部落差別の解消の推進に関する法律」
施行

「現在もなお部落差別が存在する」、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と明文化され、国や地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会の実現を目指しています。

地方公共団体は、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるものとされました。

- ・部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める。
- ・部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。
- ・国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う。

（2）女性の人権

【現状と課題】

国連は創設当初から女性の地位向上に取り組み、1979年（昭和54年）の第48回国連総会での「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択をはじめとして、国際社会における女性の人権確立に大きく貢献しました。

我が国では、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」を契機とした国際社会における取り組みや、1985年（昭和60年）の「女子差別撤廃条約」の批准とも連動して法制面の整備を進めるとともに、1996年（平成8年）に策定した「男女共同参画2000年プラン」に基づき、具体的施策の推進を図ってきました。

1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画に関する基本理念を示しました。同法において、男女共同参画社会の促進に関する基本的な計画を定めることとされ、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画は数回にわたる改正を経て、2015年（平成27年）には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画においては、女性の活

躍推進のためには男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を見直すことが強調されています。

2016年（平成28年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、一定規模以上の事業主に対して、女性管理職の割合をはじめ女性が活躍できる社会を実現していくための方策を定めた「事業主行動計画」の策定・実行が義務付けられました。

また、女性が被害者になりやすいストーカー被害や配偶者からの暴力（DV）についても、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が施行され、その後、それぞれ状況に応じて数回の改正が行われています。

本市においても、2017年（平成29年）度に「第4次和歌山市男女共生推進行動計画」を策定し、それに基づき、男女共同参画社会の実現にむけて、関係各課と連携して取り組んでいます。男女共同参画社会の実現に向けては、各種の法律・制度の整備や教育・啓発などの実施により徐々に状況は改善されてきていますが、社会にはいまだ、男女に不平等な慣行やしきたりが残っており、政治・社会・経済・文化などあらゆる面での男女共同参画を阻害する要因になっています。

男女平等を推進する学習や教育を一層推進し、女性に対する人権侵害の防止に向けた施策の充実、さらに障害があること、在住外国人であること、同和問題（部落差別）等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況におかれている場合についての支援が求められています。

【施策の基本方向】

男性も女性も互いに責任を分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別や年齢、障害の有無にとらわれず、その個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習や制度を見直し、互いの価値観やライフスタイルを理解し合う、男女平等観の形成を促進することが重要です。

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される男女共同参画社会の実

現をめざし、「第4次和歌山市男女共生推進行動計画」に基づいた男女共同参画のまちづくりのための施策を推進します。

① 男女平等意識、性の尊重に関する教育・啓発の推進

男女の人権が尊重されるよう、固定的な性別役割分担などの社会的・文化的に作られた性差（ジェンダー）意識を解消するための広報・啓発活動を充実するとともに、男女平等の意識づくりに向けて学校、家庭、地域などあらゆる場における男女平等教育を実施します。

② あらゆる分野への男女共同参画の促進

社会のあらゆる分野に男女の意思が平等に反映され、性別的役割分担を見直すための意識啓発や女性の能力開発、人材の育成を図るため、男女共同参画社会の推進に努めます。

③ 多様な生き方を選択できる条件の整備

男女の人権が尊重され、性別による差別的な取り扱いを受けることなく、個人として能力が発揮できる機会が確保され、自らの意思によって家庭や地域、職場などのあらゆる分野に参画できるよう、男女雇用機会均等法の周知を図るとともに、労働者の就労条件や仕事と子育て、介護の両立を支援する雇用環境の整備を進め、働きやすい職場環境の整備を推進します。

④ あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実

女性に対する暴力は女性の基本的人権を侵害し、自由を制約するばかりではなく、被害を受けた女性に対する精神的、肉体的、社会的な面で深刻な影響を及ぼすことから、その根絶に向けての取組を進めるとともに、女性に対する暴力を許さない社会意識を育てるための啓発に努めます。

女性に対するあらゆる暴力に対しては、人権侵害の問題として厳正に対処する必要があり、女性に対する暴力根絶に向け相談・支援体制の充実に努めます。

(3) 子どもの人権

【現状と課題】

1959年（昭和34年）に、国連において「児童の権利宣言」が採択され、児童に特別な保護を与えることの必要性が明確にされました。さらに、1989年（平成元年）には「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、児童を「保護の客体」としてだけではなく、積極的に「権利行使の主体」としても捉えることになりました。

我が国においては、日本国憲法の下、1947年（昭和22年）に「児童福祉法」が、1951年（昭和26年）に「児童憲章」が定められるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきたところですが、「子どもの権利条約」についても、その意義を踏まえ、1994年（平成6年）に批准しました。

さらに、1999年（平成11年）には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」、2000年（平成12年）には「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、2010年（平成22年）には「子ども・若者育成支援推進法」、2013年（平成25年）には「いじめ防止対策推進法」、2014年（平成26年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」等が施行されるなど、子どもの人権を守るために様々な法律が整備されました。

しかしながら、近年の子どもを取り巻く環境は、学校におけるいじめ・体罰・不登校や家庭における児童虐待の増加が、核家族化や地域社会のつながりの希薄化等ともあいまって大きな社会問題となるなど、子どもの人権が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。また少年非行の低年齢化や凶悪化などをめぐって様々な議論がなされ、それに加えてインターネットやスマートフォン等の普及に伴い、出会い系サイトの利用による児童買春事件等の犯罪も急増しており、子どもの人権を侵害する問題は様々な形で現れています。

近年特に、子どもの貧困が取りざたされ、2014年度（平成26年度）版「子ども・若者白書」によれば、「子どもの相対的貧困率は、OECD（経済協力開発機構）加盟国34カ国中10番目に高く、相対的な貧困状態にある子どもが多くなっています。子どもがいる現役世帯の中で、大人1人で子どもを養育している家庭の相対的貧困率が50%を超

えており、大人が2人以上いる世帯に比べ非常に高い水準となっています。子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の充実が求められています。

本市においては、2005年（平成17年）に「和歌山市次世代育成支援行動計画（前期）」、2010年（平成22年）に「和歌山市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを目指し計画の推進を図っています。

また国の施策として、2012年（平成24年）に、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。それに伴い、2015年（平成27年）に「和歌山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後も、子どもと子育てを取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、子どもも一人の人間としての人権が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育つよう、子どもの人権や権利について理解を深める教育・啓発活動を推進するとともに、21世紀を担う子どもたちが健やかに育成される環境づくりを計画的に推進していく必要があります。

【施策の基本方向】

すべての子どもは、人格をもった一人の人間として尊重され、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を持っています。

国連総会において採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、児童は保護すべき対象としてだけでなく、権利行使の主体であることが明記され、子どもの権利を大きく、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加・意思表明の権利の4つに分け、これを守るよう定められています。

子どもは、大人とともに社会を構成する一員として心身ともに健やかに成長し自己実現を図っていく権利が保障されなければなりません。子

子どもが権利の主体として尊重され、自分自身に誇りをもつとともに、周りの人たちを大切にしていけるよう、教育・啓発を推進していきます。

① 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助のため、学校においては、「児童の権利に関する条約」の趣旨を認識し、子どもの人権に配慮し、一人ひとりを大切にされた教育や学校運営に努めるとともに、子どもの発達段階に応じた人権教育を推進します。

また、子どもたちの社会性、豊かな心、自ら学ぶ力などを育むよう、様々な体験活動や交流活動の機会を充実します。

② 子育て支援や児童虐待防止等の推進

子どもの個性や人格を尊重し、家庭での子育てやしつけが適切に行われるよう、育児ストレスや産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭に対して、育児・家庭援助、養育に関する指導助言を行います。

また、児童虐待の未然防止や早期発見を図れるよう、市民に対して虐待防止に関する幅広い広報・啓発活動を推進するとともに、児童虐待の早期対応を図れるよう、こども総合支援センターや保健所、子育て世代包括支援センター並びに要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携のもと、相談・支援体制の充実を図ります。

③ いじめや不登校等に対する取組の推進

いじめは絶対許さないという強い意志のもと、学校や地域、関係機関との連携を強化し、啓発・相談体制の充実を図ります。

また、不登校を生まないための教育環境の実現、不登校児童・生徒の社会的自立に向けて啓発・相談・支援体制の充実に努めます。

④ 子どもの健全育成環境の整備

子どもの豊かな人間性を育むため、学校や地域、関係機関が連携を図り、多様な体験・交流機会を提供し、その中で人権尊重の精神を育むとともに、子どもの健全育成に望ましい社会環境の整備に努めます。

(4) 高齢者の人権

【現状と課題】

わが国では、出生率の低下による少子化とともに、平均寿命の大幅な伸びによって、人口のほぼ4人に1人が65歳以上という高齢化が進んでおり、2035年（平成47年）には3人に1人が65歳となることが予想されています。このように高齢化が着実に進む中、高齢者の尊厳が確保され、高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会を築いていくことが望まれますが、高齢者をめぐる深刻な人権問題も増えてきています。

高齢化の進行に伴い介護を必要とする方の増加が見込まれていますが、少子化、核家族化などにより家族だけで介護を支えることは困難な状況にあり、社会全体で介護を支えるため、2000年（平成12年）から「介護保険制度」が開始されました。また、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等に対応するため、2006年（平成18年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。さらに、同年「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」を、2012年（平成24年）に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」を施行して、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金の管理、身のまわりの世話のための介護サービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割の協議等を自分で行うのが難しい場合があります、悪徳商法にあうこともあります。判断能力の不十分な方を保護・支援するために、2016年（平成28年）に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行されました。

本市においても、2017年（平成29年）3月31日現在の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は29.5%となり、今後、更に高齢化が進むと予想されます。

また、平均寿命の伸長とともに、生涯現役を目指して活躍する高齢者も増加しており、長くなった高齢期を健康で生きがいを持ち、安心して暮らしていける長寿社会を構築していくことが何よりも重要な課題となっています。

今後は、すべての高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた経験や知識を生かし、高齢社会を支える重要な一員として、生涯現役社会の実現を目指すことが求められています。そこで、2015年（平成27年）に「第6期和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、誰もが安心して暮らしていただける社会の構築に取り組んでいます。

【施策の基本方向】

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができること、心身ともに健康に、そして安心して安全に暮らすことができるよう、様々な活動団体や企業、事業主等との連携体制を強化し、地域全体で支え合う共助のまちづくりを進めます。また、高齢者一人ひとりの価値観や、個性が尊重され、必要な情報や、適切なサービスを利用できるよう、きめ細かな支援体制の充実を図ります。特に高齢者に対する虐待の防止、認知症に対する知識と理解の啓発など、関係機関と連携し高齢者の人権を尊重できるように努めます。

① 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進

高齢者の人権について理解を深めるため、パンフレット等を作成し、各種講演会等において広報・啓発活動を推進するとともに、高齢者に対する敬意の心を育てるため、学校、地域などにおいて、福祉施設への訪問や高齢者へのボランティア活動、高齢者と若い世代との交流を推進します。

② 保健福祉サービスの充実

介護が必要な状態になっても、高齢者が自らの意思に基づき自立した生活を、尊厳を持って送ることができるようにするとともに、高齢者に対する虐待に及ばないよう介護家族への相談・支援を充実していく必要があります。

このため、介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、必要な介護サービスが、保健・医療・福祉にわたって総合的に切れ目なく利用できるよう、サービスの充実を図ります。また、高齢者ができる限り要介護状態にならないで健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防サービスの充実に努めます。

③ 高齢者の権利擁護の推進

介護保険制度の利用者本位の仕組みとして定着するよう、利用者からの相談・苦情に適切に対応するための相談体制の充実を図ります。

さらに、高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日常生活支援、成年後見制度の支援を行い、見守り支援員の派遣やピアカウンセリングのつどいを実施し、認知症高齢者の家族の負担軽減を図ります。

④ 高齢者の健康・生きがい対策の推進

高齢者が地域社会で孤立することなく、社会の一員として生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指すために、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、能力を活かしていけるよう、シルバー人材センターの活用による就労の促進を図るとともに、生涯学習やスポーツ、レクリエーション、社会奉仕など多様な活動機会を充実します。また、高齢者の主体的な取組を促進するため、老人クラブ等の活性化に努めます。

⑤ 地域福祉の推進

高齢者が住み慣れた自宅や地域での生活を継続していけるよう、地域の各種団体や住民の連携による相互扶助活動を促進し、高齢者の見守りや支援による行き届いた地域ケアを推進します。

⑥ 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域社会の一員として、安全でかつ快適な日常生活や積極的な社会参加ができる地域社会づくりを促進するため、様々な情報を提供し、高齢者に配慮した住宅の整備、道路、建物、公共交通機関などのバリアフリー化など、福祉のまちづくりを推進します。

また、高齢者の安全対策に重点をおいた防火・防災対策の強化、警察や自治会との連携による地域ぐるみでの防犯対策を充実します。

(5) 障害のある人の人権

【現状と課題】

国連においては、1971年（昭和46年）に「知的障害者の権利宣言」、1975年（昭和50年）に「障害者の権利宣言」が採択されました。また、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」と定め、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの「国連・障害者の10年」を通じて、障害のある人の完全参加と平等の実現をめざし、各国で障害者施策の推進と充実を図るよう取組を推進してきました。さらに、2006年（平成18年）には、障害のある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由を確保するための措置をとることを定めた「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を採択しました。

わが国においては、2014年（平成26年）に「障害者権利条約」を批准し、その中で障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保するとともに、障害のある人固有の尊厳の尊重を促進し、障害のある人の権利を実現するための措置等を規定しています。条約批准に先立ち、障害のある人当事者の意見を聞きながら、2011年（平成23年）に「障害者基本法」を改正、2012年（平成24年）に「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正、2013年（平成25年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を成立させました。また2016年（平成28年）に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）を改正するなど、国内法令の整備を推進してきました。

本市においても、2015年（平成27年）に「和歌山市障害者計画（第4期）」及び「和歌山市障害福祉計画（第4期）」を策定しました。「和歌山市障害者計画（第4期）」は2015年（平成27年）度から2020年（平成32年）度までの6年間、「和歌山市障害福祉計画（第4期）」は、2015年（平成27年）度から2017年（平成29年）度までの3年間を計画期間と定め、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を促進しています。

また、2016年（平成28年）4月に「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、「和歌山市障害者差別解消推進条例」及び「和歌山市手話言語条例」を施行、併せて「和歌山市職員の障害を理由とする差別の

解消の推進に関する対応要領」及び「障害を理由とする差別の解消を推進するためのマニュアル」を作成し、障害のある人もない人も共に安心して暮らしていけるよう関係機関と連携しながら障害のある人の自立と社会参加に取り組み、障害を理由とする不当な差別扱いの禁止及び障害のある人への合理的配慮の推進に取り組んでいます。

今後は、障害がある人の障害特性やライフステージ（幼児期、児童期、成年期などの段階）に応じた支援、障害の有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害のある人の社会参加、参画に向けた施策の一層の推進を図っていきます。

【施策の基本方向】

障害の有無に関わらず全ての人々にとって住み良い平等な社会づくりを推進していくためには、社会全体で障害について十分な理解を深め、配慮していくことが重要です。

障害のある人が地域でともに生活していくためにも、市民との交流機会をもち、障害のある人への理解を深めていくことはもちろん、各種団体や学校などを通じた講演会等の開催、法律などの啓発を推進していく必要があります。

さらには、障害の有無にかかわらず、子どもの頃から共に育ち、共に学ぶことにより、心のバリアフリーが生まれ、こうした子どもたちの成長とともに地域のノーマライゼーションが進展します。子どもたちの障害のある人への理解が深まるよう、学校教育において、福祉体験学習を通じて障害のある人との交流機会を多く設けるなど、人権のこころや福祉のこころの育成のための福祉教育の充実に努めます。

① 障害のある人への理解を深める教育・啓発の推進

障害のある人への理解を深めるとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現を図るため、関係機関との連携のもと、あらゆる機会を通して広報・啓発活動や交流活動を推進します。また、学校教育や社会教育等において、幼少期、学童期から障害のある人とのふれあいや交流できる機会を充実し、福祉・交流教育の積極的な推進に努めます。

② 地域生活への支援の充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活の場や働く場、活動の場の確保に努めるとともに、その人のニーズに合った福祉サービスが利用できるよう身体障害者相談員等と連携しながら、福祉サービスの充実や相談支援体制の整備など、地域生活への支援を推進します。

③ 自立と社会参加の促進

障害のある人の完全参加と平等の実現、障害のある人に対する差別、偏見の解消及び人権侵害の発生防止に向けた取組みを推進します。自立を促進するため、障害のある人一人ひとりが、その個性が尊重されながら、地域で暮らし、地域社会に参加し役割を果たせるよう、障害の状況に応じた情報の提供やコミュニケーション手段の確保に努めるとともに、障害のある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動等への参加の機会を増やし、地域活動等への積極的な参加の促進に努めます。

④ 障害のある人の権利擁護の推進

障害のある人の財産権や人権などの権利擁護を推進するため、判断能力が不十分で障害の程度により、福祉サービスや日常的な金銭管理ができない人のための福祉サービス利用援助事業や成年後見制度などの周知や利用の促進に努めます。

⑤ 障害のある人が安心して暮らせる生活環境の整備

障害のある人をはじめすべての人が、住み慣れた地域社会の一員として、安全でかつ快適な日常生活や積極的な社会参加ができる地域社会づくりを促進するため、障害のある人に配慮した住宅の整備、道路、建物などのバリアフリー化や移動手段の確保、災害など緊急時への対応など、福祉のまちづくりを推進します。

⑥ 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供

「障害者差別解消法」では、障害のある人に対する不当な差別的取扱いや社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮の不提供を差別と規定し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害のある人も含めた国民一人ひとりが、そ

れぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

本市においても「和歌山市障害者差別解消推進条例」を制定し、障害を理由とする差別の解消について、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにして、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本事項を定めました。

障害のある人が障害のない人と平等な権利の行使、又は機会や待遇が確保され、また障害を理由に権利利益を侵害されないことがないよう、合理的配慮の提供や障害のある人に対する差別の解消に向けた取組を推進します。

(6) 外国人の人権

【現状と課題】

人やモノ、情報の交流が国境を越えて活発化し、日本に定住する外国人が増加する中、外国人を取り巻く課題は、ますます多岐にわたっています。我が国においては、1979年（昭和54年）に「国際人権規約」、1995年（平成7年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（人種差別撤廃条約）」を批准し、外国人の人権を保障する取組を推進しています。また、2012年（平成24年）7月からは、外国人も日本人と同じ住民基本台帳に登録されるようになったことにより、従来にも増して、同じ住民として、国籍を問わず、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりが求められています。しかし、言語や文化、宗教、習慣、価値観の違いによる誤解などから、近隣住民との摩擦が生じたり、相互理解が不十分であることによる外国人に対する差別や偏見などの人権問題が生じています。

このような状況の中、国籍や民族の違いに関わらず、すべての市民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会づくりの推進を図るために、学校教育における国際理解教育の推進や、地域における国際交流活動の支援などに取り組んでいます。

また、2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを煽動するような不当な差別的言動の解消に取り組んでいきます。

【施策の基本方向】

近年、外国人住民の増加や定住化の進展に伴い、異なる文化や価値観に触れる機会は広まりつつあります。一方、外国人に対するアパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの様々な人権問題が発生しています。

他国の文化や習慣を自国の価値観や文化で一方向的に評価するのではなく、外国人と日本人が互いに様々な文化、習慣、価値観等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現が求められています。

国籍や民族など、様々な違いを超えた、すべての人が同じ人間として尊重し合い、ともに安心して暮らすことができる多文化共生社会の構築を目指します。

① 相互理解のための教育・啓発、交流活動の推進

外国人への差別や偏見の解消に向けて、日本人と外国人が互いに理解し尊重し合える関係を築いていけるよう、あらゆる機会において、相互理解を深めるためのふれあいや交流活動、国際意識を高めるための啓発・学習活動を推進します。また、外国人児童・生徒などの多様な人種や文化等への理解の指導体制の充実に努めます。

② 外国人が安心して暮らせる生活環境の整備

在住外国人も地域社会に主体的に参加し活躍できる環境づくりを推進するために、留学生などの在住外国人に対する的確な生活情報の提供など、行政サービスの向上に努めます。

(7) ハンセン病患者の人権

【現状と課題】

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝する病気でないことも判明しています。しかし、我が国では、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、1907年（明治40年）に法律第十一号「癩予防ニ関スル件」が制定されて以来、度重なる法改正により施設入所を強制する隔離政策が徐々に強化されてきました。その後、ハンセン病に対する認識の誤りが明白となり、1996年（平成8年）に「らい予防法の廃

止に関する法律」が施行され、隔離政策は終結しました。

しかしながら、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このような中、2009年（平成21年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、国をはじめ都道府県が、患者、元患者の方々への謝罪を行い、これらの方々の名誉の回復と、社会復帰のための施策を推進しています。しかし、今なお、誤った知識を持っている人が多く、ハンセン病患者・元患者の方々に対する偏見や差別意識が根強く残っています。私たち一人ひとりが、ハンセン病について正しい知識を持ち、また、患者・元患者、その家族などが置かれた立場を理解することが必要です。

【施策の基本方向】

ハンセン病患者を強制的に一般社会から隔離するという「隔離政策」が行われ、多くの患者や元患者、その家族の人権に対して大きな制限、制約をもたらしました。完治する病となった現在でも、その人たちへの偏見や差別は根強く残っており、ハンセン病に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。このような現状を踏まえ、ハンセン病に対する理解や認識の不足に対して、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、正しい知識の普及啓発と、偏見・差別の解消に努めます。

① 正しい知識の普及・啓発の推進

ハンセン病患者への偏見や差別を解消していくため、多様な機会や手法の工夫を図り、広く市民に対して正しい知識と理解を深めるための広報・啓発活動、情報提供を推進します。

② 相談・支援体制の充実

ハンセン病患者や元患者等に関して、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等が問題となり、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図ります。

③ 人権に配慮した保健医療の推進

ハンセン病患者のプライバシーが保護され、患者の意思が尊重された適正な医療が行われる必要があります。医療関係機関と連携し、患者本人の意思が尊重された適切な医療体制への啓発を推進します。

(8) 感染症（H I V等）・難病患者等の人権

【現状と課題】

感染症や難病については、患者や家族等に対する差別や偏見が今なお根強く残っている状況にあります。

H I V感染症の治療は、近年、非常に進歩しており、抗H I V薬の投与によりウイルスの増殖を抑え、エイズの発症を抑えることが可能になってきています。しかしながら、今のところウイルスを体内から無くすることは不可能であり、終生、薬剤を服用しなければなりません。このため、医療費が相当な負担になることから、1998年（平成10年）4月「身体障害者福祉法施行令」の一部改正により、H I V感染者等が免疫機能障害として障害認定の対象となり、支援体制が整備されました。

このH I V感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。しかし、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療拒否、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否などの問題が起きています。

今後は、H I V感染者、難病患者が差別や偏見を受けることなく、より人権が尊重された生活が送れるように、感染症や難病の正しい知識の普及啓発に努めるとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

【施策の基本方向】

感染症や難病の患者・元患者の方々は、誤った知識や偏見などから人権が侵害されてしまうことがあります。病気を理由に偏見や不当な差別を受けることがないように、正しい知識の普及啓発を推進します。また、医療機関等の関係機関と十分な連携、協力を図りながら、相談・支援体制の充実を図ります。

① 正しい知識の普及・啓発の推進

感染症や難病患者等への偏見や差別を解消していくため、多様な機会や手法の工夫を図り、広く市民に対して正しい知識と理解を深めるための広報・啓発活動、情報提供を推進します。また、感染症を予防する知識や意識を育て、学校や家庭、地域で感染症予防教育を推進します。

② 相談・支援体制の充実

在宅で療養している難病患者に対して、日常生活に関する相談や指導等の医療相談体制を充実、難病患者やその家族の精神的、経済的負担を軽減できるよう、病気等に関する情報提供のほか、患者や家族同士の交流機会、医療費への支援など、長期にわたる療養生活の質の向上に努めます。

また、H I V感染等、あらゆる感染症について、感染不安の軽減を図り、正しい情報が提供できるよう、相談体制の充実を図ります。

③ 人権に配慮した保健医療の推進

患者にとってより良い医療を確保していくため、医療機関などと協力のもと、適切な情報提供や患者本人の意思が尊重される医療を推進するとともに、患者の個人情報の権利の保護に努めます。

(9) 犯罪被害者及びその家族の人権

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、いわれのない噂や中傷により傷つけられ、被害者等の人権は放置されてきました。犯罪被害者等は、生命を奪われる、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害のみならず、被害にあったことによる精神的な苦痛や身体の不調、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、「落度があったから被害にあった」というような周囲の人々の根拠のないうわさや中傷、マスメディアの報道などによるプライバシーの侵害等の二次的被害に苦しめられる場合もあります。また、主たる生計者を失ったり、通院や裁判のために仕事を休んだりして、生活が苦しくなる被害者やその家族もいます。このような深刻な被害にもかかわらず、犯罪被害者等が周囲との接触をためらったり、

その取り巻く状況を理解されず社会から孤立してしまう事例も見受けられます。

被害者団体等が犯罪被害者やその家族が置かれている深刻な状況を訴え続けた結果、犯罪被害者等の人権と支援の必要性が高まる中で、2005年（平成17年）に「犯罪被害者等基本法」が施行され、国においては、この基本法に基づき犯罪被害者のための施策を推進するため、「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。そして2008年（平成20年）12月より被害者が刑事裁判に参加する制度が始まりました。

今後は、犯罪被害者及びその家族の名誉やおだやかな生活を傷つけないよう、社会全体で支え合うことのできる体制を構築し、十分な配慮ある言動が行われるよう、関係機関や関係団体と当事者及びその家族等の心情や立場について理解を深めるための啓発活動を積極的に取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」や「犯罪被害者等基本計画」などに基づき、啓発活動や相談、支援体制の充実を図ります。

① 犯罪被害者及びその家族の人権に関する啓発の推進

犯罪被害者等が地域社会で安心して平穏な生活を営むことができるよう、人権教育や人権啓発を通じて市民の人権尊重の精神を育てていくとともに、関係団体との連携のもと、これらの問題についての理解を深めるための啓発活動を推進します。

② 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等を保護・支援していくため、関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者への相談機能の充実、民間の被害者組織への支援を行うことで、相談・支援体制の充実に努めます。

(10) 刑事手続きに関わりをもった人の人権

【現状と課題】

近年、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）が上昇を続け、2015年（平成27年）には過去最高の48%となり、再犯の防止が極めて重要な課題となっています。

刑務所などを出所した人の再犯は、仕事や住居、相談相手がない状況で引き起こされているケースが多く、出所者が円滑な社会復帰を果たすためには、仕事や住居等の生活基盤を安定させることが非常に重要です。

しかし、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別は、根強いものがあり、就職や住居の確保が困難であったり、まわりの人たちの悪意のある噂によって地域社会に受け入れられないなど、出所した人やその家族にとって、現実には厳しい状況にあります。犯罪や非行をした人の更生が円滑に行われるためには、本人の強い更生意欲と、その人を取り巻く家庭、職場、地域の人たちの理解と支援が必要です。そのため、更生を助け保護観察を担う保護司をはじめ、多くの更生保護関係者や関係機関等と連携を図り、速やかに自立復帰のできる社会環境づくりに努めることが大切です。

その他、警察をはじめとする捜査機関から捜査の対象とされてはいるものの、起訴はされていない人（被疑者）や起訴されてはいるが、その裁判が確定していない人（被告人）が、誤解や偏見により、差別的な扱いを受けるといったことがあります。

被疑者や被告人は、有罪判決が確定していない段階であるにも関わらず、そのような人たちが犯罪者のように扱われ、本人やその家族の人権が著しく侵害されている事例が見受けられます。

刑を終えて出所した人や被疑者、被告人等、刑事手続きに関わりをもった人たちに対する偏見や差別意識をなくすため、啓発活動などの取組を推進していくことが必要です。

【施策の基本方向】

刑を終えて出所した人たちや被疑者、被告人、あるいはその家族等に対する偏見や差別意識の解消を図るため、関係機関、関係団体と連携・協力し、啓発活動等の取組を積極的に推進します。

① 刑事手続きに関わりをもった人の人権に関する啓発の推進

刑事手続きに関わりをもった人の人権を尊重していけるよう、人権教育や人権啓発を通じて市民の人権尊重の精神を育てていくとともに、民間ボランティアなど関係団体との連携のもと、これらの問題についての理解を深めるための啓発活動を推進します。

② 相談・支援体制の充実

刑事手続きに関わりをもった人及びその家族等を支援していくため、関係機関と連携を図り、刑事手続きに関わりをもった人の社会復帰を促進する取組を進め、相談・支援体制の充実に努めます。

(11) インターネット上での人権侵害

【現状と課題】

日本のインターネットの利用人口は年々増加しており、2016年(平成28年)9月の総務省調査では、インターネットを利用している個人の割合は83.5%となっています。電子掲示板やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など、インターネットを通じてコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

インターネット上では、自分の名前や素性を隠したまま書き込みなどを行うことができ、一度、掲示板などに書き込みを行うと、その内容がコピー・転載され、急速に世界中に広まってしまいます。また、情報の発信者やサイト管理者が特定できない等の理由から、その書き込みをネット上から完全に消すことは困難であり、誹謗中傷や個人情報等が不特定多数の人々に長期間にわたって公開され、他人から受ける社会的評価を低下させるなどの回復しがたい重大な損害を与える危険があります。

憲法が保障する表現の自由への配慮は当然のことながら、他人の人権を侵害する悪質な人権侵害に対しては、プロバイダ等に対して当該情報の停止・削除を申し入れるなどの対応が必要です。

こうした状況を踏まえ、2002年(平成14年)5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任法)」が施行され、プロバイダ等の責任範囲を定め、

インターネット上で権利侵害を受けた被害者の救済が図られるようになりました。

現在、私たちの生活の中でインターネットは欠かせない便利なツールになっています。インターネットの利用にあたっては、他人の人権を侵害することのないよう、その特性や起こり得る人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用することが大切です。

【施策の基本方向】

パソコンやスマホ・携帯電話等によるインターネット利用上のルールやマナー等について啓発を進めるとともに、差別的な発言や誹謗中傷などの電子掲示板等への書き込みや、携帯サイトを悪用したいじめなど、インターネット上での人権を軽視した行為に対して、関係機関と協力して適切に対応します。また、近年、子どもたちのなかで急激に増加・深刻化する「ネット上のいじめ」に対して、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速な対応を行うとともに、情報モラルの指導や保護者への啓発活動に取り組みます。

① 情報化社会に対応した人権教育・啓発の推進

インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進します。また、学校教育の現場においても、情報の収集・発信における個人の責任を考え、情報モラルを身に着けるための教育や保護者への啓発活動の充実を図ります。

② 人権侵害に対する対応と相談体制の充実

インターネット上に掲載された差別的な発言等について、法務局等の関係機関等と連携し、削除要請等、適切、迅速に対応します。また、インターネット上の様々な問題について、安心して相談ができる体制の充実を図ります。

(12) 災害被害者の人権

【現状と課題】

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波の発生により、多くの人々の尊い命や財産が奪われ、かつてない大規模な被害をもたらされました。また、福島第一原子力発電所の事故により周辺住民に避難指示が出されるなど、現在も多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

その後も、2014年（平成26年）8月20日の記録的豪雨による広島市の土砂災害や2016年（平成28年）4月14日の熊本地震などが相次いで発生し、全国各地で甚大な被害が発生しています。

これらの災害では、避難所等における様々な人権問題が明らかになり、プライバシーの確保や女性、高齢者、障害のある人等への配慮の重要性が改めて認識されるようになりました。

また、福島第一原子力発電所の事故による被災者に向けられた心ない誹謗中傷や風評被害などの問題も顕在化しています。

災害は私たちの平穏な暮らしとかけがえのない命を奪い、被災者は理不尽な悲しみや苦しみを強いられることとなります。

近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震においても、甚大な被害が起こりうると考えられており、一人ひとりが被災された方々の状況を理解し、すべての人の人権が十分に尊重されるような取組を推進していく必要があります。

【施策の基本方向】

災害時においても、市民一人ひとりが互いに配慮ができ、安心して生活が送れるよう、人権の視点に立った防災体制の確立を図ります。

① 啓発活動の推進

本市では、国や県、民間団体と連携を図りつつ、災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を推進します。

② 災害時の対応

相談、支援、情報の伝達、避難所の運営・管理体制の構築にあたっては、被災者の人権に十分配慮しながら対応していきます。

(13) 性的マイノリティの人権

【現状と課題】

「からだの性」と「こころの性」が一致しないことや、同性愛や両性愛といった性的指向などを理由として偏見や差別を受け苦しんでいる人々がいます。

性は大きく以下の4つの要素、生物学的性（染色体や遺伝子情報などから決定される性別、「からだの性」）、性自認（自身が認識している自分自身の性別、「こころの性」）、性的指向（いずれの性別を恋愛や性愛の対象とするか）、社会的性（言葉使い、仕草、服装などで表現される性、また、男らしく・女らしくなど社会的に期待される性役割）に分かれるとされ、その組み合わせは人それぞれであり、様々な性のあり方が存在します。

性的マイノリティとは、このような性のあり方の中で、少数派の立場にある人たちのことを言い、現在、その人たちに対する理解は少しずつ広がりつつあるものの、社会生活の様々な場面で、偏見による侮辱や蔑視などの人権問題が発生しているのが現状です。

私たちの性は多様であり、男性か女性か単純に二分できるものではなく、人それぞれ異なることへの理解が不可欠です。性的マイノリティも含めすべての人が互いの違いを認め合い、多様性あふれる社会を築いていくことが必要です。

【施策の基本方向】

私たちは、性のあり方について固定的な見方をするのではなく、性の多様性を知り、一人ひとりの生き方あり方を尊重し認め合うことが必要です。

誰もが個人として尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、性的マイノリティに関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動に取り組んでいきます。

また、性的マイノリティの児童生徒への支援について社会の関心も高まっているため、各学校等においてはその対応が求められています。

教職員一人ひとりの性的マイノリティに対する適切な理解の促進、効果的な対応を行うための教職員等の間での情報共有、悩みを抱える児童

生徒やその保護者の心情やプライバシーへの配慮が求められています。また、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育など、教職員及び関係者が一体となって支援を推進していきます。

① 教育・啓発の推進

性的マイノリティへの差別や偏見が解消されるよう関係機関と連携し、正しい認識と理解を深めるよう啓発に努めます。また学校教育や社会教育において性的マイノリティに関する人権教育・研修の機会を設ける等、より一層の推進を図ります。

② 相談・支援体制の充実

相談することに様々な不安を抱えている当事者やその家族等が安心して相談できるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

(14) 働く人の人権

【現状と課題】

近年の少子高齢化による社会構造の変化や経済・産業構造のグローバル化に伴う競争の激化、労働者の価値観の多様化等を背景に仕事・働き方に関する意識は大きく変化しています。このような中、非正規雇用の割合が労働者全体の4割近くを占めるようになり、正規雇用と比べた雇用の安定性や賃金の格差等が、社会全体の問題となっています。また、長時間にわたる過重な労働による過労死等の問題も深刻化しており、その防止策の推進が求められています。

労働者を取り巻く環境は、正規雇用・非正規雇用といった任用形態の違いによる格差や不当な労働の押し付け、性別、年齢、障害の有無、国籍等による差別的な待遇など、人権に関わる様々な問題が生じています。また、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等によって人格や尊厳が不当に傷つけられ、場合によっては、退職や自殺に追い込まれてしまうケースもあり、人権が十分に保障されていない状況です。

こうした現状を受け、2014年（平成26年）11月に「過労死等防止対策推進法」が成立したほか、2016年（平成28年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に「非正規雇用の待遇改善」、

「長時間労働の是正」、「高齢者の就労促進」の推進が盛り込まれるなど、労働環境や働き方の改善・改革が喫緊の課題となっています。

誰もが生きがいを持って、能力を十分に発揮しながら働くことは、社会全体の活力と成長力を高め、持続可能な社会の実現にも寄与することになります。

個人はもとより、社会全体の利益のため、職場で働くすべての人の人権が尊重され、健康で長く働き続けられる良好な環境づくりを推進することが必要です。

【施策の基本方向】

和歌山労働局等の関係機関と連携を図りながら、労働問題に関する情報の提供や相談・支援体制の充実に努めるとともに、企業等に対し、職場における人権侵害の防止や解消に向け、人権意識の普及・高揚を図るための啓発を推進します。

① 教育・啓発の推進

人権意識の高い職場環境づくりに向けて、企業・職場等を対象とした人権研修会や学習会の充実や啓発資料・情報の提供など、人権啓発の推進に努めます。また、子どもたちが社会の変化にたくましく対応していけるよう、しっかりとした勤労観、職業観を育む教育を推進します。

② 就労支援・相談体制の充実

誰もが就労を通して社会参加できるよう雇用促進と就労支援活動を積極的に推進します。

また、和歌山県労働局等の関係機関と連携し、総合的な相談窓口の体制強化に努めます。

(15) 拉致問題

【現状と課題】

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、日本の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会の普遍的問題です。

国は2006年（平成18年）6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることなどを国及び地方公共団体の責務とするとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

拉致問題の解決には幅広い国民の理解と支持が不可欠であり、私たち一人ひとりがこの問題を重大な人権問題と捉え、関心と認識を深めていくことが大切です。

【施策の基本方向】

北朝鮮当局による拉致問題は、喫緊の国民的課題であり、この問題に対する市民の関心と認識を深めるため、啓発推進に取り組みます。

① 啓発活動の推進

本市では、県や関係機関と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発活動に努めます。

② 拉致問題による二次的被害の防止

北朝鮮当局による拉致問題が、在日韓国人・在日朝鮮人の人々等への嫌がらせや差別などの二次的被害につながることはないよう意識啓発に努めます。

(16) さまざまな人権問題

以上の課題のほかにも、私たちの社会には、以下のような課題が存在しており、また、今後、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題にも適切に対応する必要があることから、このような各種の人権課題についての正しい理解と認識を深めるよう、それぞれの状況に応じた教育・啓発に

努めます。

また、分野別の類型に該当しない課題や新たに生起する人権問題など、様々な課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う必要があります。

① ホームレスの人権

倒産や失業、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等、様々な理由により、自立の意思がありながらも、路上生活を余儀なくされホームレスとなり、健康で文化的な生活を送ることができない人々がいます。このようなホームレスの自立を図るため、様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する偏見や差別意識による嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。

ホームレスの自立を図るためには様々な取組が必要ですが、ホームレス及び近隣住民の双方の人権にも配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や相談・支援の充実を図ります。

② 自死（自殺）に係わる人権

日本の自死（自殺）で亡くなった人の数は、近年減少傾向にあるものの、2016年（平成28年）では、2万1,897人の人々が自死（自殺）で亡くなり、自殺率（10万人当たりの自死（自殺）で亡くなった人の数）は、国際的にみても高い水準となっています。

自死（自殺）は個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、その背景には、経済・生活の問題や、職場や学校、家庭等々の中での人間関係など様々な要因が存在し、複雑に重なり合っています。

このような状況に対処すべく、2006年（平成18年）6月、自殺対策基本法が成立し、自死（自殺）は、個人的な問題としてのみ捉えるべきものではなく、社会全体で取り組むべき課題であると宣言されました。

自死（自殺）は防ぐことのできる問題であり、社会全体でその解決に取り組むことが求められています。市民一人ひとりが自死（自殺）を身近な問題として捉え、共に支え合う社会の実現を目指し、自殺予防や自死遺族の支援等の対策を、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、総合的かつ効果的に推進します。

③ プライバシーの保護

情報化社会の進展により、私たちの生活は便利になる一方で、企業や行政機関等による大量の個人情報の漏洩、戸籍や住民票の写しなどの不正取得などプライバシーの侵害となる重大な問題が発生しています。

こうした状況を受けて、2005年（平成17年）4月1日、国では「個人情報の保護に関する法律（基本法）」が施行されました。本市においても、2001年（平成13年）4月1日から「和歌山市個人情報保護条例」を施行し、個人情報の保護に留意した市政の運営に努めています。

「本人通知制度」などの住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得を未然に防止する取組など、市民が安心・信頼して行政サービスを利用できるようにするとともに、市民一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報保護の意識を高めていくよう啓発を推進します。

これまでに記述した以外にも、「アイヌの人々」や「日本に帰国した中国残留邦人とその家族」、「社会的ひきこもり」、「色覚特性を持つ人」、「婚外子」、「戸籍に記載がない人」、「貧困・生活困窮者」などの人権に関する問題が存在しています。

このような人権問題に対しても、あらゆる機会を捉えて、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、偏見や差別意識の解消に努めます。

また、今後新たに生じる人権問題等についても、それぞれの問題の状況に応じた取組を推進していきます。

第5章 推進体制

1 庁内の推進体制

本市では、複雑、多様化する人権問題に迅速かつ的確に対応するため、「和歌山市人権・同和対策協議会」を置き、各種人権施策に関する総合的かつ効果的な運営を図っています。局長職員が委員、部長職員が幹事として組織され、人権施策推進に必要とする事項について協議します。各課においては課長が任命される「和歌山市人権同和施策推進員」をはじめ所属する職員全員が、常に人権尊重の視点で施策の点検や評価を行い見直しや改善を図ります。

また、諮問機関である「和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会」に意見を聴きながら、より実効性のある施策の推進に努めます。

2 国・県との連携

あらゆる人権課題に幅広く対応していくとともに、効果的な施策展開を推進するため、国や県との適切な役割分担のもと、情報共有や連携強化に努めます。

3 民間団体等との連携

市民参加による人権啓発の推進を図り、人権が尊重される社会の実現を目指すことを目的として組織された「和歌山市人権委員会」との連携を密にして、より効果的な人権啓発を推進します。

また、人権侵害の早期発見や救済、効果的な人権教育・啓発の推進を図るため、市民の協力や人権擁護委員、保護司、民生委員・児童委員をはじめ社会的に重要な役割を担っている人たち、人権問題に取り組む各種の民間団体・NPO等との連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取組を推進します。

資料編

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的に

も私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭

をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年6月26日

法律第65号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独

立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることがで

きる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取

組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第32条第2項に次の1号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第3項第44号の次に次の1号を加える。

44の2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第6条第1項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律

平成28年6月3日

法律第68号

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日

法律第109号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例

平成6年12月20日

条例第40号

改正 平成25年3月26日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、心から人を尊ぶまち和歌山市の実現に資することを目的とする。

(本市の責務)

第2条 本市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、本市行政の全般にわたり市民の人権意識の高揚を図り、差別の許さない社会意識の形成や人権擁護にかかわる社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、本市が行う人権擁護に関する施策に積極的に協力する等自ら人権意識の向上に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第4条 本市は、同和問題等について市民の人権意識の高揚を図るため、関係機関と連携しながら啓発活動の充実に努めるものとする。

(和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会の設置)

第5条 本市に、和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第6条 審議会は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第7条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、前条に規定する施策に関する識見を有する者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、市民環境局市民部において処理する。

(委任)

第13条 前8条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山市障害者差別解消推進条例

平成28年3月28日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するために基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）による施策と相まって、障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 障害者 障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 障害を理由とする差別 障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 障害者に対する障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての障害者は、自ら選択した場所に居住し、その地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者が、必要かつ合理的な配慮が的確に行われることにより、障害者でない者と等しく、権利を行使し、機会を得、又は待遇を受けることができること。
- (3) 全ての障害者は、言語（手話を含む。）、文字の表示、点字、触手話、指点字、拡大文字、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（第5条において「意思疎通手段」という。）であって、当該障害者が選択したものによる情報の取得又は利用するための支援が保障されること。

(市による意思疎通支援の実施)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、障害者に対し、情報の取得又は利用のための支援を行うものとする。

- 2 前項の規定による支援は、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じ、適切に行われなければならない。

3 市は、第1項の規定による支援について、情報処理に関する技術を活用して行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障害者の保護者、後見人その他の関係者(以下「保護者等」という。))が当該障害者の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害者の補佐人として行ったものを含む。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。

2 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 市は、第3条第3号に規定する支援を行うため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 障害者の意思疎通手段に対する市民の理解の増進及び当該意思疎通手段の普及を図るための施策

(2) 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、朗読者その他の意思疎通支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次項及び第7条第3項において「障害者総合支援法」という。))第77条第1項第6号に規定する意思疎通支援をいう。)を行う者の配置の拡充

(3) その他障害者の円滑な情報の取得又は利用に資する施策

4 市は、前項各号に掲げる施策を障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく和歌山市障害者計画及び障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく和歌山市障害福祉計画との整合性を図りながら、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民及び事業者は、障害及び障害者に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(障害を理由とする差別に関する相談)

第7条 障害者又は障害者の保護者等は、当該障害者が障害を理由とする差別を受けたと認めるときは、当該障害を理由とする差別について、市長に相談することができる。

2 市長は、前項の規定による相談があったときは、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 障害者又は障害者の保護者等への事実の確認を行う事務

(2) 障害者又は障害者の保護者等に必要の助言及び情報提供を行う事務

(3) 関係行政機関への紹介を行う事務

3 市長は、市が障害者総合支援法第77条第3号に掲げる事業の実施を委託している者に、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

(助言又はあっせんの求め)

第8条 障害者は、障害を理由とする差別を受けたと認めるときは、市長に申し出て、当該障害を理由とする差別に該当する事案(以下「差別事案」という。)を解決するため、市長が障害者、障害者の保護者等又は障害を理由とする差別をしたとされる者(市を除く。)(以下「当事者等」と総称する。)に必要な助言をすること又は当事者等の間に立ち、差別事案の解決に資するあっせん案の提示を行うことを求めることができる。

2 障害者の保護者等は、前項の規定による申出をすることができる。ただし、当該申出が当該障害者の意思に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の規定による申出は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、することができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。

(2) 申出の原因となる差別事案が発生した日（継続的な行為にあつては、その行為の終了した日）から3年を経過しているとき（その期間内に申出ができなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

(調査)

第9条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申出があつたときは、当該申出に係る事実について調査を行わなければならない。

(助言又はあっせん)

第10条 市長は、前条の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、当事者等に対し、必要な助言をし、又は当事者等の間に立ち、差別事案の解決に資するあっせん案の提示を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言又はあっせん案の提示を行うかどうかの判断に資するため、又は前項の助言又はあっせん案の内容について意見を求めるため、第14条の規定により置く和歌山市障害者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）に諮問することができる。

3 市長は、第1項のあっせん案を作成しようとするときは、当事者等の意見の聴取を行わなければならない。

4 当事者等は、第1項のあっせん案を受諾したときは、その旨を記載し、記名押印又は署名した書面を市長に提出しなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、前条第1項の規定により助言をし、又はあっせん案を提示した場合において、障害を理由とする差別をしたと認められる者が正当な理由がなく当該助言に従わず、又は当該あっせん案を受諾しないときは、当該障害を理由とする差別をしたと認められる者に対して当該助言に従うこと又は当該あっせん案を受諾するよう勧告することができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、当該者が受けた勧告の内容を公表することができる。この場合において、当該勧告の内容に個人又は法人（法人でない団体を含む。以下この条において同じ。）に関する情報であつて、特定の個人又は法人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人又は法人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれているときは、当該情報を除いて公表しなければならない。

(意見の聴取)

第13条 市長は、第11条の規定による勧告又は前条の規定による公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び差別事案の内容を示して、公表の対象となる者その他差別事案に係る者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該公表の

対象となる者その他差別事案に関係する者又はその代理人が正当な理由がなく意見の聴取に応じる意思がないと認められるときは、意見の聴取を行わないで勧告し、又は公表することができる。
(和歌山市障害者差別解消調整委員会の設置等)

- 第14条 本市に障害を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、調整委員会を置く。
- 2 調整委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。
 - (1) 市長が諮問する差別事案に対する助言又はあっせん案の提示に関する事項
 - (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項
 - (3) 障害者の意思疎通支援に関する施策の実施状況等に関する事項
 - (4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関して市長が必要と認める事項
 - 3 調整委員会は、委員35人以内で組織する。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 国又は地方公共団体の機関の職員であって、福祉、保健、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの
 - (2) 特定非営利活動法人促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他障害者に係る公益の増進に資することを目的とした団体に属する者
 - (3) 障害者又はその介護若しくは支援をする者に関する団体が推薦する者
 - (4) 障害者に係る福祉又は保健に関する学識経験者
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 調整委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。委員長は、会務を総理し、調整委員会を代表する。
 - 8 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
 - 9 調整委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。
 - 10 委員長は、会議の議長となる。
 - 11 調整委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 12 調整委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 13 調整委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。
 - 14 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 15 調整委員会の庶務は、福祉局社会福祉部において処理する。
 - 16 この条例に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調整委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条から第14条までの規定は、同年7月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

和歌山市手話言語条例

平成28年3月28日

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を普及させ、かつ、地域において手話を使用されやすい環境を整備するための市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者が大切に伝承し、かつ、育んできたものであるということに鑑み、手話についての理解及び手話の普及は、手話を必要とする市民が手話により意思の疎通を円滑に行う権利を有しており、その権利は最大限尊重されるべきであるという認識に基づいて行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者の手話についての理解の促進を図り、手話を使用されやすい環境を整備するために、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話についての理解の推進及び手話の普及に関する施策
- (2) 市民の手話の獲得及び習得に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(市民等の役割)

第4条 市民及び事業者は、第2条に定める基本理念に対する理解を深め、前条各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。

(施策を推進するための方針)

第5条 市長は、第3条各号に掲げる施策を推進するための方針を定めるものとする。

2 市長は、前項の方針を定めようとするときは、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

人権関係年表

年号	国連等	国内
1871 (明4)		「解放令」
1889 (明22)		「憲法発布勅語」
1890 (明23)		「教育ニ関スル勅語」 「大日本帝国憲法」施行
1899 (明32)		「北海道旧土人保護法」施行
1922 (大11)		「水平社宣言・綱領・決議」
1945 (昭20)	「国際連合憲章」調印	
1946 (昭21)	「国連人権委員会」設置 「婦人の地位向上委員会」設置	「日本国憲法」公布
1947 (昭22)		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行 「労働基準法」施行
1948 (昭23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「優生保護法」施行 「民法」改正
1949 (昭24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	「犯罪者予防更生法」施行
1950 (昭25)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行 「精神衛生法」施行 「保護司法」施行
1951 (昭26)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」制定 「社会福祉事業法」施行
1952 (昭27)	「婦人の参政権に関する条約」採択	「外国人登録法」施行
1955 (昭30)		「婦人の参政権に関する条約」批准
1956 (昭31)		「国際連合」加入
1957 (昭32)		「売春防止法」施行

1958 (昭 33)	「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(ILO第111号条約)」国際労働機関総会第42回会期採択	「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准
1959 (昭 34)	「世界難民年」(~1960年) 「児童の権利に関する宣言」採択	「未帰還者に関する特別措置法」施行
1960 (昭 35)	ユネスコ「教育における差別待遇の防止に関する条約」採択	「精神薄弱者福祉法」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「同和対策審議会」設置
1963 (昭 38)		「老人福祉法」施行
1964 (昭 39)		「母子及び寡婦福祉法」施行
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	「同和対策審議会答申」 「保育所保育指針」策定
1966 (昭 41)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択。同時に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択	
1967 (昭 42)	「難民の地位に関する議定書」採択 「女子に対する差別の撤廃に関する宣言」採択	
1968 (昭 43)	「国際人権年」 第1回世界人権会議	
1969 (昭 44)		「同和対策事業特別措置法」施行
1970 (昭 45)	「国際教育年」	「心身障害者対策基本法」施行
1971 (昭 46)	「人種差別と闘う国際年」 「精神遅滞者の権利に関する宣言」採択	
1973 (昭 48)	「第1次人種差別と闘う10年」(~1983年) 「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1974 (昭 49)	ユネスコ総会「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」採択	
1975 (昭 50)	「国際婦人年」 「障害者の権利に関する宣言」採択 「国連婦人の10年」(1976~1985)の決議を採択 ILO「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択	

1976 (昭 51)	「国連婦人の10年」(~1985年)宣言	
1978 (昭 53)	「国際反アパルトヘイト年」	「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行
1979 (昭 54)	「国際児童年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准
1980 (昭 55)	「世界女性会議」(コペンハーゲン)	
1981 (昭 56)	「国際障害者年」 国連総会「宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」採択 「国連・障害者の10年」(1983~1992)の決議を採択 「ILO第156号条約(家族的責任平等条約)」採択	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 「障害者の日」設定 「難民の地位に関する条約」批准 「今後における同和関係施策について(同和対策協議会意見具申)」
1982 (昭 57)	「高齢者問題世界会議」(ウィーン)「高齢者問題国際行動計画」採択 「障害者に関する世界行動計画」採択	「難民の地位に関する議定書」批准 「地域改善対策特別措置法」施行 「身体障害者福祉審議会」答申
1983 (昭 58)	「世界コミュニケーション年」 「第2次人種差別と闘う10年」(~1993年) 「障害者のための国連10年」(~1992年)	
1984 (昭 59)	「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択	「今後における啓発活動のあり方について(地域改善対策協議会意見具申)」
1985 (昭 60)	「国際青年年」 「犯罪の被害者と権力乱用の被害者に関する司法の基本原則宣言」採択 「世界女性会議」(ナイロビ) ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准
1986 (昭 61)	「国際平和年」	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行 地域改善対策協議会基本問題検討部会報告書 「今後における地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」 「今後の地域改善対策に関する大綱」

1987 (昭 62)	「家のない人々のための国際居住年」	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行
1989 (平 1)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 「高齢者保健福祉10ヶ年戦略(ゴールドプラン)」策定
1990 (平 2)	「国際識字年」 「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	
1991 (平 3)	「高齢者のための国連原則」採択	「今後の地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」 「今後の地域改善対策に関する大綱」
1992 (平 4)	1999 年を「国際高齢者年」に決議	「地对財特法」一部改正
1993 (平 5)	「世界先住民年」 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「世界の先住民の国際年の10年」(1994～2003)の決議を採択 ESCAP「アジア太平洋障害者の10年行動課題」決定(1993～2002) 「障害者機会均等化基準原則」決議 ユネスコ「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 「第3次人種差別と闘う10年」(~2003年) 国連人権高等弁務官を新設	障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行
1994 (平 6)	「国際家族年」 「人権教育のための国連10年」(1995～2004)の決議を採択	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 「学校における同和教育指導資料(文部省)」発行 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉計画)」改定

1995 (平 7)	「国際寛容年」 「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 「ILO第156号条約」批准 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「高齢社会対策基本法」施行 障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7ヶ年戦略)」策定 「人種差別撤廃条約」批准
1996 (平 8)	「貧困撲滅のための国際年」	「更正保護事業法」施行 「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について(地域改善対策協議会意見具申)」 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(閣議決定)」 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定
1997 (平 9)	「第1次貧困根絶のための国連10年」 (～2006年)	「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置 「地対財特法」一部改正 「男女共同参画審議会設置法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 「北海道旧土人保護法」廃止 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」のとりまとめ
1998 (平 10)		60歳以上定年制義務化(「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」一部改正) 障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」一部改正) 「特定非営利活動促進法」施行
1999 (平 11)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」施行・「エイズ予防法」廃止 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(精神薄弱者からの知的障害者への用語改正)」施行

<p>1999 (平 11)</p>		<p>「男女共同参画社会基本法」施行 「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」批准 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」公表 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正</p>
<p>2000 (平 12)</p>	<p>「国際感謝年」 「平和の文化国際年」 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(国際組織犯罪防止条約)」採択 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(国際組織犯罪防止条約人身取引議定書)」採択 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書(国際組織犯罪防止条約密入国議定書)」採択</p>	<p>「介護保険法」施行 「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 指紋押捺制度全廃(「外国人登録法」一部改正 「社会福祉法」(社会福祉事業法改正)施行 「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」公表 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定</p>
<p>2001 (平 13)</p>	<p>「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議」</p>	<p>「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方」答申 「雇用対策法」改正・施行</p>

2001 (平 13)	「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年」 国連識字の10年(2003～2012)宣言	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」開催(横浜、12月17～20日) 「人権教育・啓発に関する基本計画(中間とりまとめ)」公表 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「新しい高齢社会対策大綱」策定 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について(諮問第2号に対する追加答申)」答申 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(旧犯罪被害者等給付金支給法)」改正、施行
2002 (平 14)	「拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書」採択 「新アジア太平洋障害者の10年(2003～2012)行動計画採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書」・「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」署名 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「障害者基本計画」策定 「育児・介護休業法」改正・施行 「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」の失効
2003 (平 15)		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 「個人情報保護に関する法律」施行 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行 「裁判の迅速化に関する法律」施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行

2003 (平 15)		<p>「少子化社会対策基本法」施行</p> <p>「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行</p> <p>「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」改正</p>
2004 (平 16)	<p>「奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年」</p> <p>「人権教育のための世界計画決議」採択</p>	<p>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行</p> <p>「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)改正</p> <p>「障害者基本法」改正</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)改正</p> <p>「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」公布</p> <p>「人権教育の指導方法等の在り方について(第1次とりまとめ)」</p> <p>「公益通報者保護法」公布</p> <p>「外国人登録法」改正</p>
2005 (平 17)	<p>「北朝鮮人権状況決議」採択</p> <p>「人権教育のための世界プログラム」</p>	<p>「犯罪被害者等基本法」施行</p> <p>「発達障害者支援法」施行</p> <p>「男女共同参画基本計画第2次」策定</p>
2006 (平 18)	<p>「人権委員会」を「国連人権理事会」に改組</p> <p>「障害のある人の権利に関する条約」採択</p> <p>「障害のある人の権利に関する条約の選択議定書」採択</p> <p>「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制的失踪防止条約)」採択</p> <p>日本、「国連人権理事会」の理事国に当選</p>	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行</p> <p>「障害者自立支援法」施行</p> <p>「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行</p> <p>「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行</p> <p>「拉致問題対策本部」設置</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」改正</p> <p>「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」公布</p> <p>改正「教育基本法」公布・施行</p>
2007 (平 19)	<p>「先住民族の権利に関する国連宣言」採択</p>	<p>「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)改正</p>

2007 (平 19)		<p>「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」改正</p> <p>「強制的失踪防止条約」(日本政府、2007年2月6日署名)</p> <p>「日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)」公布</p> <p>「児童虐待の防止等に関する法律」改正</p> <p>「障害のある人の権利に関する条約」(日本政府、2007年9月28日署名)</p> <p>「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」公布</p>
2008 (平 20)	<p>国連人権理事会「アイヌ民族との対話」勧告</p> <p>国連人権理事会改選で日本再選</p> <p>国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択</p>	<p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」改正</p> <p>「更生保護法(旧犯罪者予防更生法)」施行</p> <p>「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」</p> <p>「犯罪被害者等給付金支給法改正法」施行</p> <p>「DV防止法改正法」施行</p> <p>「少年法改正法」施行</p> <p>「児童福祉法」改正</p> <p>「国籍法」改正</p> <p>「後期高齢者医療制度」実施</p> <p>「改正出会い系サイト規制法」成立</p> <p>「アイヌ民族は先住民族」国会決議、衆参両院本会議で全会一致で採択</p> <p>「性同一性障害者特例法改正法」施行</p> <p>「犯罪被害者保護法」、「総合法律支援法」改正</p>
2009 (平 21)	<p>「国際和解年」</p> <p>「世界人権学習年」</p>	<p>「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行</p> <p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行</p> <p>「消費者安全法」施行</p> <p>「国籍法の一部を改正する法律」施行</p> <p>「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」施行</p>
2010 (平 22)	<p>「文化の和解のための国際年」</p> <p>「ハンセン病差別撤廃決議」採択</p>	<p>「子ども・若者育成支援推進法」施行</p> <p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立</p>

2011 (平 23)	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 「児童に関する権利条約の通報手続きに関する選択議定書」採択	
2012 (平 24)		「外国人登録法」廃止、「入管法」・「住民基本台帳法」改正 「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行
2013 (平 25)		「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行 「いじめ防止対策推進法」施行
2014 (平 26)		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「過労死等防止対策推進法」施行 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行
2015 (平 27)		「生活困窮者自立支援法」施行 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 「子ども・子育て支援法」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行
2016 (平 28)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行
2017 (平 29)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「改正個人情報保護法」施行 「改正ストーカー行為等の規制等に関する法律(改正ストーカー規制法)」施行 「改正組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(組織犯罪処罰法)」テロ等準備罪(共謀罪)を新設し、施行

和歌山市人権施策推進指針

発行日 2018年（平成30年）2月

発行 和歌山市

編集 和歌山市 市民環境局

市民部 人権同和施策課

2000年（平成12年）11月 策定

2008年（平成20年）11月 一部改定

2018年（平成30年）2月 一部改定

〒640 - 8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073 - 435 - 1058

メールアドレス jinkendowa@city.wakayama.lg.jp

